

知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会
(産業財産権分野・コンテンツ分野合同会合 (第1回 : H27. 10. 26))
知財紛争処理システム関連発言概要

- 真っ当な知的財産の活用とは、訴訟したり、金銭を得たりすることではなく、交渉を通して企業や日本の競争力を高めることである。そのためには、予見性が高く、現実のビジネスに沿った制度が必要。
- 特許侵害に対して、法定損害賠償及び追加的損害賠償を認めるべき。
- 追加的損害賠償よりは適正な損害賠償額が認められることが大事。
- 発展途上国は知的財産権を弱めようとしているため、差止請求権を制限することについては、国際的情勢を踏まえて慎重に政策決定すべき。
- 知財紛争処理については、海外に向けて情報発信し、海外の方々が日本の知的財産を使いたいと思うような状況を作るべき。
- 途上国支援にあたっては、知的財産制度だけでなく司法制度も含めてパッケージで進めるべき。

以上